

三次市立保育所の民間委託に係る基本方針の改定について【概要版】

項目	内容
1 概要	<p>平成23（2011）年6月策定「三次市立保育所の民間委託に係る基本方針」（以下、「基本方針」という。）及び平成25（2013）年2月策定「三次市立保育所民間委託ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）について、国等の社会情勢等の変化に伴い、公立保育所のあり方を見直したため、関連する項目や文言整理を行うとともに両者を統合して改定するものです。</p> <p>※なお、民間委託は、収益性が確保できるなど、民間参入が期待できる保育所については、民間活力を導入することで、より効率的な保育所の運営を行い、市民・保護者の多様なニーズに応えるという考え方は必要であるため、これまでどおり民間委託の考え方については変更ありません。</p> <p>また、民間委託対象保育所の選定基準についても変更はありません。</p>
2 構成	<p>1頁 「はじめに」</p> <p>2～3頁 「第1部 民間委託に係る基本方針」</p> <p>4～8頁 「第2部 民間委託のガイドライン」</p>
3 趣旨	<p>市では、依然として核家族化・少子化の進行と保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加、女性の社会進出など社会情勢が変化する中で、保育ニーズは多様化しています。</p> <p>そのような状況の中、国等の社会情勢等は次のとおり変化しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27（2015）年4月 子ども・子育て支援新制度の開始により、保育の質の向上が要請されました。 ・平成29（2017）年12月 三次市子どもの未来応援宣言を策定し、一人ひとりの子どもの成長段階に応じた継続した支援に取り組むこととしました。 ・平成30（2018）年4月 保育所保育指針が改定され、小学校教育が円滑に行われるよう、保育所が幼児教育を行う施設として位置づけられました。 <p>上記の変化に伴い、保育所運営はより一層子どもの育ちや保育の質に重点を置いた形で変化していることやこれまで公立保育所が果たしてきた役割等を踏まえ、このたび公立保育所のあり方を見直したことにより、改定することとしました。</p>
4 改定内容	<p>(1) 「第1部 民間委託に係る基本方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所のあり方を見直し、特に市直営保育所の役割を明確化しました。 ・公立保育所の役割については、公設民営保育所を含めたもので、子育て支援の中核的な役割を担い、子育てや食育についての専門性を活かして一

項目	内容
	<p>人ひとりの子どもの育ちを大切に丁寧な保育を行うとともに、在宅児童を含む子どもたちの成長を支える保育の地域拠点をめざし、保護者に対する子育て支援・援助の場として子どもの健全な発育を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市直営保育所の役割は次の①，②です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 公設民営及び私立保育所の対応が困難な場合の受入先 <p>発達などに配慮を必要とする子どもや児童虐待の防止などの家庭支援が必要な世帯の子どもについて、公設民営保育所及び私立保育所の対応が困難な場合の受入先としての役割を果たします。</p> ② 一定規模の保育所に研修等拠点機能の付与 <p>一定規模の保育所に研修等拠点機能を付与し、人材育成や保育サービスの試行的な実施など、保育の質の向上に向けたけん引役として、民間を含めた保育所間での情報共有を図り、市全体の保育サービスの向上を図ります。</p> <p>付与する機能は、「人材育成の拠点機能」と「保育の質の向上をけん引する機能」です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成の拠点機能」 <p>保育士等の育成や継続的な資質向上のために、特に経験未熟な保育士等の指導について、経験豊富な保育士等を配置し指導、育成するための機能。</p> ・「保育の質の向上をけん引する機能」 <p>既存の保育及び調理業務の見直しや新規業務の導入を円滑かつ効率的に行うために、現場の実情等を勘案しながら試行的に実施し、熟度を高めて他の保育所へ展開するための機能。</p> <p>(2) 「第2部 民間委託のガイドライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託対象保育所の選定と契約満了時の次期の選考方法について見直しました。 <ul style="list-style-type: none"> ① 民間委託対象保育所の選定について <p>民間委託対象保育所となっていた酒屋保育所については、公立保育所のあり方の見直しにより研修等拠点機能を付与すること（上記(1)②）に伴い、民間委託対象保育所から除外しました。</p> ② 契約満了時における次期の業者の選考方法の明確化 <p>次の3つの評価がおおむね良好であれば現在の事業者に継続して委託することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の指導監査結果（保育所運営の基準確認） ・第三者機関による客観的な評価（第三者によるサービス等の評価） ・保護者アンケートの結果（保護者によるサービス等の評価）